

# 事業者の皆様へ

# 事業系ごみ ガイドブック

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで  
事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に  
処理しなければならないと定められています

## 目 次

はじめに [会津若松市のごみの現状と目標] .....	P1
事業者の責務.....	P2
事業系一般廃棄物とは.....	P3・4
事業系一般廃棄物の分け方・出し方.....	P5
① 食品・生ごみ ② 木くず（剪定枝・刈草）.....	P6
③ 古紙（リサイクルできるもの）.....	P7
④ 紙類（リサイクルできないもの）.....	P8
⑤ 廃プラスチック類.....	P9
廃プラスチック類に関するQ & A .....	P10
事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表.....	P11・12
家電4品目のリサイクル、パソコンのリサイクル.....	P13
資源物回収業者等のお問い合わせ先.....	P14
事業系一般廃棄物の処理方法	
① 環境センターへ自己搬入する場合.....	P15
② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理（収集運搬）を委託する方法.....	P16
事業系一般廃棄物 Q & A .....	P17
根拠となる法令.....	P18

会津若松市 市民部 廃棄物対策課